

東大和市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例

東大和市職員の給与に関する条例（昭和32年条例第6号）の一部を次のように改正する。

第8条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項各号を次のように改める。

(1) 前項第1号に掲げる者 13,000円

(2) 前項第2号から第5号までに掲げる者 次に掲げる職員の区分に応じ、当該次に定める額

ア イに掲げる職員以外の職員 6,000円

イ 別表第1に定める行政職給料表(1)の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級である職員(次条において「職務の級が4級である職員」という。) 3,000円

第8条第4項中「第2項第2号」を「第2項第1号」に改める。

第9条第3項第3号及び第4号中「前条第2項第1号及び第3号から第6号まで」を「前条第2項第2号から第5号まで」に改める。

第9条の2第1項第1号中「(交通機関)」を「(交通機関を利用しなければ通勤することが困難であると規則で定める職員以外の職員であつて、交通機関)」に、「ある職員」を「あるもの」に改め、同項第2号中「(自転車等)」を「(自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると規則で定める職員以外の職員であつて、自転車等)」に、「ある職員」を「あるもの」に改め、同項第3号中「(自転車等)」を「(交通機関を利用し、又は自転車等を使用しなければ通勤することが著しく困難であると規則で定める職員以外の職員であつて、自転車等)」に、「ある職員」を「あるもの」に改め、同条第2項第1号中「5万5,000円」を「15万円」に改め、同項第2号中「5万5,000円を超えない範囲内でその者が交通機関を利用するとしたならば支給することとなる運賃相当額を勘案して」を「自転車等の片道の使用距離の区分に応じて」に改め、同項第3号中「5万5,000円」を「15万円」に改める。

第16条の2第1項第1号中「(部長及び議会事務局長の職にある職員に限る。)」を削り、同項第2号を削り、同項第3号を同項第2号とする。

第16条の3第2項中「午前0時から」を「午後10時から翌日の」に改める。

別表第5中「(部長及び議会事務局長の職にある職員に限る。)」及び「職務の級が5級である職員(部長及び議会事務局長の職にある職員を除く。)」及び」を削る。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(扶養手当に関する経過措置)

- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の東大和市職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）第8条第3項第1号の規定の適用については、同号中「13,000円」とあるのは、「11,500円」とする。
- 3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間において、改正前の東大和市職員の給与に関する条例第8条第2項第1号に規定する配偶者を扶養する職員（改正後の条例別表第1に定める行政職給料表（1）の適用を受ける職員のうちその属する職務の級が4級及び5級である職員を除く。）については、改正後の条例第8条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該職員に対し、3,000円の扶養手当を支給する。
- 4 改正後の条例第9条第1項から第4項までの規定は、前項に規定する配偶者を扶養する職員及び扶養手当について準用する。

(管理職員特別勤務手当に関する経過措置)

- 5 改正後の条例第16条の3第2項の規定は、令和7年4月1日以後に開始する勤務に係る管理職員特別勤務手当について適用し、同日前に開始した勤務に係る管理職員特別勤務手当については、なお従前の例による。